

第 2 1 回入善町農業委員会議事録

平成31年 4 月12日午後13時30分から第21回入善町農業委員会が 4 F 全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1 番 五十里 章	2 番 米澤 一博	3 番 中島 茂樹	4 番 高澤 清晶
5 番 島瀬 康一	6 番 塚田 周一	7 番 城崎 久満	8 番 松原 二美榮
9 番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	13番 米田 喜代美
15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博	18番 長原 均

欠席委員 2名

12番 谷口 和子 14番 山崎 林太郎

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会 係長	島尻 淳子
入善町農業委員会 主事	道下 玲也
入善町農業委員会 主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第 1	会期及び議事日程の件
日程第 2	議事録署名委員決定の件
日程第 3	議案第75号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第76号 農地法第 5 条の規定による意見進達について
日程第 5	議案第77号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	議案第78号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について
日程第 7	議案第79号 入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件
日程第 8	議案第80号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積に関する件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。昨日、中央農業高校で次世代型のビニールハウスを見学してきました。スマートフォン一つで室温やハウス内のCO₂濃度を制御し、生育に必要な環境を作り出せるということで、大変有意義のある見学でありました。ビニールハウス自体は高価なものではありますが、文字通り次世代の技術が詰まっているものでありますので、興味のある方はぜひ見学してきてください。

それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第21回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第 1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日 1 日限りとし、日程は第 1 より第 8 の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。8番松原委員と9番米山委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第75号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第75号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町上飯野〇〇番、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は2,396㎡です。譲渡人は東京都練馬区〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町板屋〇〇番地の〇〇です。

申請農地は、平成30年8月に〇〇さんが相続しましたが、町外にいるため管理ができないということで、耕作者である〇〇に所有権移転するというものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は隣接地であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者が農地所有適格法人であることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者いない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、351,540㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

申請番号2番、申請地は入善町舟見〇〇番、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は99㎡です。譲渡人は富山県魚津市仏田〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町舟見〇〇番地〇〇の〇〇です。

〇〇さんは魚津市におられるため、当該申請農地の管理が難しく、今回所有権移転するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は隣接地であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者が農地所有適格法人であることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者いない場合は認めないというのですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、15,774㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

島瀬委員

申請番号1番ですが、事務局の説明のとおりであり、問題ないと判断し確認印を押しました。

愛場委員

申請番号2番ですが、現地確認もしましたが、問題ありませんでした。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第75号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第76号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第76号、農地法第5条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請です。

申請番号1番。申請地は入善町春日〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目はともに田で、面積は590㎡です。

譲渡人は入善町春日〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町春日〇〇番地の〇〇です。転用目的は「乾燥場兼農機具格納庫等敷地」で、契約内容は「賃貸借権設定」です。

申請者の〇〇は、水稻を中心に、現在約35haを経営する農地所有適格法人です。

現在、各組合員の乾燥機を使って農作業をしていますが、業務量の増加により、申請地に大型乾燥機を設置した乾燥施設を建築し、あわせて現在の事務所並びに倉庫を移転する計画をたてました。また、農振除外許可後、融資が決定したのをきっかけに転用の許可なく、工事に着手してしまい、今回は始末書をつけての申請となりました。

申請地は、面積590㎡と、乾燥場兼農機具格納庫、事務所並びに倉庫を建設するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定めた土地の区域内にある農地であることから、農用地区域内にある農地であると判断します。

申請地は、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が「農作業所敷地」であり、運用通知第2の1の（1）のアの（イ）のbによる、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成30年7月18日に農業振興地域の用途区分の変更済であり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

事務局

本日、山崎委員が欠席のため、代読させていただきます。

隣接耕作者の同意も得られており、現地も確認した結果、問題ないと判断し確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第76号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第77号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第77号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成31年4月12日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、43件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請です。従いまして、議案第78号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。平成31年4月12日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋会長。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。今回は、件数が多いため、別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区 7件、21筆、26,322㎡

青木地区 8件、20筆、37,784㎡

飯野地区 3件、3筆、6,008㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区 1件、5筆、16,982㎡

栲山地区 4件、7筆、8,925㎡

横山地区 4件、6筆、11,697㎡

舟見地区 2件、6筆、11,184㎡

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、29件、68筆、118,902㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 1件、15筆、2,950㎡

上原地区 1件、1筆、2,723㎡
青木地区はありません。
飯野地区 3件、7筆、13,855㎡
小摺戸地区 1件、6筆、12,418㎡
新屋地区 1件、1筆、1,152㎡
柵山地区 4件、5筆、5,816㎡
横山地区 3件、6筆、5,794㎡
舟見地区はありません。
野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、14件、41筆、44,708㎡です。
新規、再設定合わせて、43件、109筆、163,610㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 77 号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第 78 号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 7、議案第 79 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 79 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求めます。平成 31 年 4 月 12 日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3 ヶ月に 1 度の受付であり、今回は平成 31 年 3 月 15 日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が 2 件、編入の申請が 1 件です。

受付番号 1 番。除外願出者は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は富山県滑川市追分〇〇番地の〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区東狐〇〇番〇〇の内、地目はともに田、面積は 400㎡で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、子供の成長に伴い一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5 つあります。

まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

借受人は、現在、滑川市の妻の実家にて生活していますが、子供の成長に伴い、祖父より申請地を借り受けて実家近くに自己の住宅を新築する計画です。

申請面積は 400㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、来客用駐車場、庭等として利用するための必要最小限の面積であります。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子供の面倒を見てもらいたいことから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に近接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと

認められます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしており、新たに宅地となる面積が400㎡であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号2番。除外願出者は富山県滑川市柳原〇〇番地〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町上飯野新〇〇番地〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区上飯野〇〇番外2筆、地目はともに田、合計面積は1,423㎡で、除外後の用途は土砂置場敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、工所用残土や埋め戻し用の土砂置場が不足していることから、新たな土砂置場が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人である〇〇さんは、運送及び土石販売業を営んでいますが、工所用残土や埋め戻し用の土砂置場が不足していることから、新たな土砂置場が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

申請面積は1,423㎡と、工所用残土や埋め戻し用の土砂のストックヤードとして利用するための必要最小限の面積であることから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

次に、編入の申請です。

除外は、田などの農地を農用地区域から外し、宅地などに利用できるようにすることですが、編入はその逆で、宅地等を農用地区域に含め、農業上の用途に利用する申請です。

今回は、1件の申請があります。

受付番号1番。編入願出者は入善町入膳〇〇番地の〇〇さん外5名、編入対象地は、入善地区入膳〇〇番〇〇外11筆、地目はともに田、合計面積は9,656㎡、編入後の用途は田、編入理由は、農地整備事業における受益地とするものであり、周辺の農地と一体的に農業の振興を図るため、です。

〇〇地区では、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、令和2年に農地整備事業により水路改修及び一部区画整理を行う予定であります。農用地区域外農地は、整備事業の対象とならないため、今回の編入申請となりました。

現在と引き続き、農地として利用することで、10ha以上の規模の集团的な農用地の一部となることから、農振法第10条第3項第1号に該当するため、農用地区域に編入します。

以上、農振除外2件、編入1件の申請です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。特に意見がないようなので、この件について採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第79号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第8、議案第80号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件を議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第80号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を定めないことについて、決定を求めます。平成31年4月12日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

別段の面積についてですが、農地法では、農地の所有権等を取得する場合の要件として、その取得後の経営面積が50a以上にならなければならない、と規定されています。これがいわゆる5反歩要件です。平成21年12月の農地法改正後は、この下限面積を、農業委員会の判断で引き下げ、別段の面積を定めることができるようになりました。

この別段の面積の設定の必要性については、毎年検討し、農業委員会で決定するよう求められております。そこで新年度初めの今回の農業委員会で、再び、別段の面積を定めないことを確認したいと思ひます。

そこでまず、農地法施行規則第17条に基づく別段の面積を設定する場合の基準について確認いたしますが、別段の面積は10a以上50a未満の範囲内で設定すること、区域内において農業委員会が定めようとする別段の面積未満の農地を耕作する者の数が40%を下らないこと、当該区域における農地の利用の現況及び将来の見通しからみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすること、当該区域内に遊休農地等が相当程度存在すること、と規定されております。

そこで入善町の状況を見てみますと、2015年農林業センサスによると、全農家数1,318戸のうち、50a未満の農家数は62戸ですので、経営面積50a未満の農家数の割合は、4.7%となります。また、遊休農地の面積は、平成30年度末現在で2,907㎡となっております。農地の集積率については、こちらも平成30年度末現在で、63.0%であり、認定農業者数は125経営体となっております。

これらのことから、現在、入善町では農地の利用集積や担い手農家の育成について、県内でも上位のレベルで進んでおり、また、遊休農地が極めて少ないなど、先進的な地域となっています。したがって、農地の権利取得の下限面積について50a以下の別段の面積を設定しなくても、農地の集積が進まないとか、遊休農地が発生するといったことは懸念されず、将来においても懸念材料にはならないと想定されます。

よって昨年と同様に、「別段の面積の設定は必要ない」と、入善町農業委員会として決定したいと考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、この件について、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。特に意見がないようなので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。事務局からも何かありませんか。

事務局

事務局から、お知らせです。今年度も「農業委員活動記録簿」を配布いたします。農業委員会活動の記録として、日常の相談活動や世話役活動の記録を残していただきますよう、お願いします。電話による相談を受けた、訪問による相談を受けた、または、自主的に農地パトロールを行ったという活動から、農業委員として、例えば、人・農地プラン推進のための集落の座談会や行事等に参加したなどいろいろな活動があると思いますので、忘れず記録していただきたいと思ひます。

なお、半年に1度集計をしたいと思ひますので、10月の農業委員会の時に、集めさせていただきたいと考えています。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第21回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、5月10日金曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願ひいたします。

（閉会 午後2時20分）